

【特定(介護予防)福祉用具販売重要事項説明書】

お客様に対する福祉用具販売の提供開始にあたり、厚生省令第37号第216条、第8条に基づいて、当事業者がお客様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	高住研キヨタ株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 坂巻道修
所在地	神奈川県横浜市緑区いぶき野1-21
法人設立年月	2002年4月

2. 事業所の概要

事業所名	高住研キヨタ株式会社埼玉店
所在地	埼玉県志木市柏町4-3-2
介護保険事業所番号	1172200964
管理者氏名	岩切 普一
職員体制	管理者1名、福祉用具専門相談員5名、事務要員2名
営業日/営業時間	月曜日～土曜日/9:00～18:00
休業日	日曜日、祝日、年末年始
通常の事業の実施地域	志木市、富士見市、朝霞市、新座市、和光市、板橋区、練馬区、北区、新宿区、文京区、豊島区

3. 運営規定の概要

(運営の方針抜粋)事業所の福祉用具専門相談員は、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い特定(介護予防)福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとします。

4. 提供するサービスの内容及び費用

取扱品目
①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽
⑤移動用リフトのつり具の部分
※別途カタログにて商品ごとの料金を掲載しております。

5. その他の費用について

①交通費	通常の事業の実施地域以外への交通費は1kmにつき100円請求致します。(有料道路の通行料は別途実費請求致します。)但し下記地域は除く。 埼玉県 さいたま市全区、戸田市、川越市、ふじみ野市、三芳町、所沢市、春日部市。 東京都 清瀬市、東久留米市、東村山市、西東京市、練馬区、板橋区。
②特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合(階段やエレベーターにて搬出入することが困難でクレーンを使用する場合など)は、その措置に要する費用を請求致します。 なお、通常の搬出入の場合は、費用の請求は致しません。

6. 福祉用具使用方法と事故防止等注意事項の説明

取扱説明書をお渡しし、実際に福祉用具を使用しながら事故防止も含め説明いたします。

7. 事故発生時の対応

福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. サービスに関する相談や苦情及び緊急時の対応

事業所窓口	高住研キヨタ株式会社埼玉店
所在地	埼玉県志木市柏町4-3-2
電話番号/FAX番号	電話番号:048-499-6785 FAX番号:048-474-3281
相談担当窓口(管理者氏名)	岩切 普一

当事業所についての苦情は、市町村介護保険窓口、国民健康保険団体連合会(国保連)にも申し出ることができます。

●●市役所 介護福祉担当 TEL048-***-****

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係 TEL048-824-2568

9. 虐待防止に関する事項

サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。

10. 個人情報の保護

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

また、事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

11. 業務継続計画(BCP)の策定

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

12. その他運営に関する重要事項

従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

(1)採用時研修 採用後3か月以内

(2)継続研修 年2回

また運営に関する重要事項は高住研キヨタ株式会社代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

〔説明確認欄〕

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記のより重要事項を説明しました。

事業所	高住研キヨタ株式会社埼玉店
説明者氏名	Ⓜ

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代筆 代理人	住所	
	氏名	

改訂日:令和6年3月1日